

『遺言について』

昨今、国民の権利意識の高揚と共に、故人が亡くなり、相続が生じた場合、故人の相続人らが、その遺産を巡り、激しい争い(調停・訴訟等)を起こすことも珍しくありません。遺産の多寡はあまり関係ないようです。相続を“そう争ぞく続”にさせないため、また、故人の生前の意思を尊重し、その意思をしっかりと子や孫に伝えるため、遺言書の作成をお勧め致します。



司法書士
岡田 茂

遺言の方式には、自筆証書遺言と公正証書遺言が、最も一般的でしょうか。自筆証書遺言は、遺言者(遺言をする人)が、遺言の内容を「全文、日付及び氏名を自書して押印」の一定の形式で行えば事足ります。また、公正証書遺言は、2人以上の証人の立会の下、公証人が作成する公正証書で、遺言者が遺言の内容を口述し、それを公証人が筆記し、この筆記した内容を公証人が遺言者と立会している証人らに読み聞かせ又は、閲覧させる等の一定の方式を踏まえた上で遺言を行います。

自筆証書遺言では、手軽に遺言者が、遺言を遺言書に残すことができます。ただ、相続開始後、自筆証書遺言でなされた遺言書は、家庭裁判所に提出し検認手続きを経なければなりません。しかし、公正証書遺言でなされた遺言の場合は、そのような家庭裁判所に対する手続きは不要です。